

平成30年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

目次

1.	訪問介護	2
2.	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13
3.	夜間対応型訪問介護	23
4.	訪問入浴介護	29
5.	訪問看護	34
6.	訪問リハビリテーション	44
7.	居宅療養管理指導	60
8.	通所介護・地域密着型通所介護	66
9.	療養通所介護	77
10.	認知症対応型通所介護	83
11.	通所リハビリテーション	91
12.	短期入所生活介護	107
13.	短期入所療養介護	122
14.	小規模多機能型居宅介護	132
15.	看護小規模多機能型居宅介護	139
16.	福祉用具貸与	153
17.	居宅介護支援	159
18.	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	171
19.	認知症対応型共同生活介護	184
20.	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	195
21.	介護老人保健施設	218
22.	介護療養型医療施設	238
23.	介護医療院	252
24.	口腔・栄養	275
25.	地域区分	283

7. 居家療養管理指導

7. 居宅療養管理指導

改定事項

- ① 訪問人数等に応じた評価の見直し
- ② 看護職員による居宅療養管理指導の廃止
- ③ 離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供

7. 居宅療養管理指導 ①訪問人数等に応じた評価の見直し

概要 ※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 現在、同一日に同じ建物に居住する者（同一建物居住者）に対し指導・助言等を行った場合は減額した評価を行っているが、平成28年度診療報酬改定において、訪問した建物内において、当該訪問月に診療した人数（単一建物居住者の人数）によって、メリハリのある評価とする等の見直しが行われた。
- これを踏まえ、医療保険と介護保険との整合性の観点から、単一建物に居住する人数に応じて、以下のように評価することとするとともに、診療報酬改定における対応を鑑みながら、必要な見直しを行う。
 - ・ 単一建物居住者が1人
 - ・ 単一建物居住者が2～9人
 - ・ 単一建物居住者が10人以上

単位数

- 医師が行う場合
（1）居宅療養管理指導費（I）

＜現行＞	→	＜改定後＞
・ 同一建物居住者以外	503単位	507単位
・ 同一建物居住者	452単位	483単位
		442単位

※ 歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の居宅療養管理指導についても同様の評価を行う。

※ 詳細は次ページ参照

算定要件等

- 同一建物居住者と単一建物居住者の定義の違いは以下のとおり。

＜同一建物居住者＞

当該利用者^①と同一建物に居住する他の利用者^②に対して指定居宅療養管理指導事業所の医師等が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

＜単一建物居住者＞

当該利用者^①が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

7. 居宅療養管理指導 基本報酬

単位数 ※以下の単位数はすべて1回あたり

○医師が行う場合 (1) 居宅療養管理指導費 (I) (II 以外の場合に算定)	< 現行 > 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 503単位 452単位	< 改定後 > 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	507単位 483単位 442単位
(2) 居宅療養管理指導費 (II) (在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定)	⇒ 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 292単位 262単位	⇒ 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	294単位 284単位 260単位
○歯科医師が行う場合	< 現行 > 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 503単位 452単位	< 改定後 > 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	507単位 483単位 442単位
○薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師	< 現行 > 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 553単位 387単位	< 改定後 > 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	558単位 414単位 378単位
(2) 薬局の薬剤師	⇒ 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 503単位 352単位	⇒ 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	507単位 376単位 344単位
○管理栄養士が行う場合	< 現行 > 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 533単位 452単位	< 改定後 > 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	537単位 483単位 442単位
○歯科衛生士等が行う場合	< 現行 > 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 352単位 302単位	< 改定後 > 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上	355単位 323単位 295単位
○看護職員が行う場合	< 現行 > 同一建物居住者以外 同一建物居住者	⇒ 402単位 362単位	< 改定後 > なし (廃止)	

7. 居宅療養管理指導 ②看護職員による居宅療養管理指導の廃止

概要

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえ、6か月の経過措置期間を設けた上で廃止する。

単位数

- 看護職員が行う場合

<現行>			<改定後>
同一建物居住者以外	⇒	402単位	なし（廃止）
同一建物居住者		362単位	

概要 ※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する訪問介護等の提供を促進する観点から、他の訪問系サービスと同様に、居宅療養管理指導においても、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を新たに創設することとする。
- また、現行において居宅療養管理指導については、通常の事業の実施地域を定めることが求められていないが、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を創設するにあたり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づき運営規程に定めることを求めることとする。

単位数

<現行>	⇒	<改定後>
なし		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
		所定単位数の100分の15（新設） 所定単位数の100分の10（新設） 所定単位数の100分の5（新設）

算定要件等

- 特別地域加算：離島振興法、山村振興法等の指定地域等の特別地域（※1）に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの
 - ※1：離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖繩振興特別措置法等に定める地域
- 中山間地域等における小規模事業所加算：特別地域の対象地域を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等（※2）における小規模事業所（※3）が居宅サービスを行うことを評価するもの
 - ※2：特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域
 - ※3：1月当たり延訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所、5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：特別地域、中山間地域等（※4）に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの
 - ※4：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の運営規程の記載例

* 下記は記載例であり、記載内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません。

（事業の目的）

第1条 ○○法人○○が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者ととの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ○○法人○○
（保険医療機関等として指定を受けた名称とします）
- 2 所在地 岡山県○○市……………

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 医師 人（常勤 人、非常勤 人）
居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。
- 2 歯科医師 人（常勤 人、非常勤 人）
居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。
- 3 薬剤師 人（常勤 人、非常勤 人）
医師又は歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行う。
- 4 歯科衛生士 人（常勤 人、非常勤 人）
訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、実地指導を行う。
- 5 管理栄養士 人（常勤 人、非常勤 人）
医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は低栄養状態にあると判断した場合に、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前〇時から午後〇時までとする。ただし、土曜日は、午前〇時から午後〇時までとする。

(事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

(居宅療養管理指導等の種類)

第7条 提供する居宅療養管理指導等の種類は、〇〇(従業者の職種)によるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
- 2 居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市〇区の区域とする。
(市町村行政区単位、学区単位等、客観的に地域が特定できるよう具体的に記載してください)

(事故発生時の対応方法)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (3) その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第12条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第13条 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、**個人情報保護委員会と厚生労働省で策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」**を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、事業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった後に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人○○会が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問居宅事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

↳ 次ページの一覧表で確認してください。

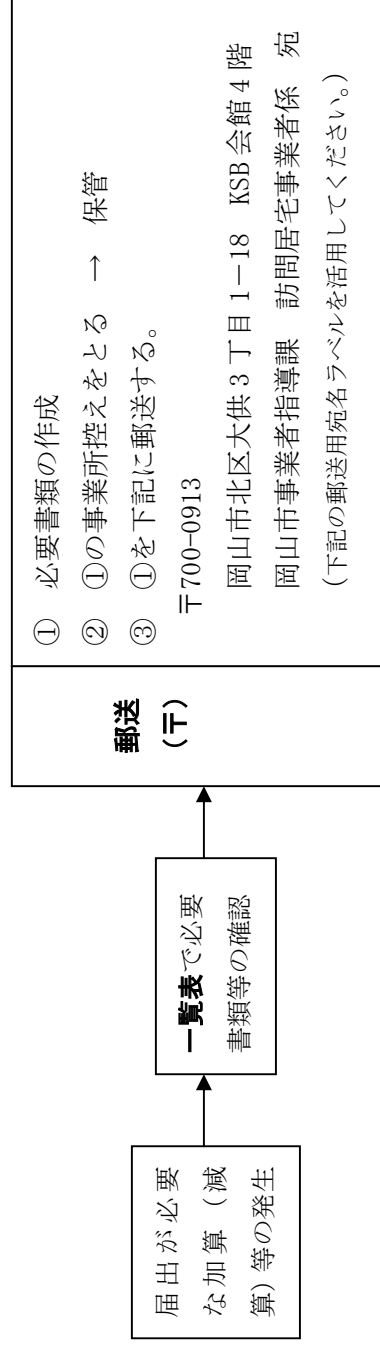
2 届出時期

算定開始月の前月 1 5 日（閉庁日の場合は翌開庁日）が締切りです。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が 1 5 日以前になされた場合には翌月から、1 6 日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 事業者指導課 訪問居宅事業者係 宛

＜体制届（ ）在中＞

↑
サービスの種類を記載してください。

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出
(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等	提出書類
特別地域加算	<p>①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</p> <p>※対象地域に事業所が所在していること。 【岡山市における対象地域】 離島振興対策地域・・・犬島 振興山村・・・旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉）、 旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉）、 旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉）、 旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）</p>
中山間地域等における 小規模事業所加算	<p>中山間地域等における小規模事業所加算は、「地域に関する状況」と 「規模に関する状況」の両方が要件に該当しないと算定できません。 ※平成30年4月1日現在の岡山市に所在する事業所は、<u>地域区分 が7級地であるため「地域に関する状況」の要件に該当せず、 当該加算の対象となりません。</u></p>

- ※1 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・
削除を行ってください。
- ※3 その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

記入担当者氏名											平成30年4月1日報酬改定版	記入担当者電話番号											届出都道府県	岡山市	
事業所番号	3	3											異動区分	1. 新規、2. 変更、3. 終了										枚数	/
事業所名											事業所電話番号											枚数	/		

※ 実施するサービスに関して○を付け、全ての項目に対し該当する番号に○を付けてください。

チェック	提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	割引		
	13 訪問看護	平成	年	月	日	1. 訪問看護ステーション 2. 病院又は診療所 3. 定期巡回・随時対応型サービス連携	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 緊急時訪問看護加算 1. なし 2. あり 特別管理体制 1. 対応不可 2. 対応可 ターミナルケア体制 1. なし 2. あり 看護体制強化加算 1. なし 3. 加算Ⅰ 2. 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1. なし 2. イ及びロの場合 3. ハの場合	
	14 訪問リハビリテーション	平成	年	月	日	1. 病院又は診療所 2. 介護老人保健施設 3. 介護医療院	特別地域加算 1. なし 2. あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 短期集中リハビリテーション実施加算 1. なし 2. あり リハビリテーションマネジメント加算 1. なし 2. 加算Ⅰ 3. 加算Ⅱ 4. 加算Ⅲ 5. 加算Ⅳ 社会参加支援加算 1. なし 2. あり サービス提供体制強化加算 1. なし 2. あり	
	31 居宅療養管理指導	平成	年	月	日		特別地域加算 1. なし 2. あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1. 非該当 2. 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1. 非該当 2. 該当	

(別紙1サテライト) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

記入担当者氏名											記入担当者電話番号					届出都道府県	岡山市
事業所番号	3	3										異動区分	1. 新規、2. 変更、3. 終了				
サテライト名称											本体事業所電話番号					枚数	/

※ 実施するサービスに関して○を付け、全ての項目に対し該当する番号に○を付けてください。

チェック	提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等

岡事指第1366号
平成27年10月30日

岡山市医師会会員 各位

岡山市保健福祉局
事業者指導課長

介護保険制度における薬局薬剤師の居宅療養管理指導に係る医師の指示等について

平素より、本市介護保険行政と在宅医療の推進につきまして、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、薬局薬剤師が実施する（介護予防）居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）に係る医師の指示等について、下記のとおりお知らせしますのでよろしく願います。

記

1. 薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導に係る医師の指示について

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導は、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、通院困難な要介護者又は要支援者の居宅を訪問して、薬学的管理指導を行うもので、提供した居宅療養管理指導の内容は、薬剤師が、記録を作成した上で、医師又は歯科医師に報告を行い、ケアマネジャーに情報提供を行うこととされています。

つきましては、薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行う必要がある場合は、薬局薬剤師に対しての指示をお願いします。

指示を行う方法としては、別途指示書を出す方式のほか、処方箋の備考欄に指示を記載する方式等がありますが、いずれの場合にも、利用者の心身の状況に適切に対応したサービス提供を行う必要があることから、無期限の指示はありません。

このうち、処方箋で指示を行う場合、その服薬期間中が指示期間と考えられますが、指示を行う際の記載内容として、「何をこなうか」が客観的に、明確に判断できるものが望ましいものです。

一例として、「薬剤師居宅療養管理指導指示」のような記載が考えられますが、処方箋への記載であることから、「薬剤師」の文言を省略して「居宅療養管理指導指示」としたり、「指示」の文言を省略して「薬剤師居宅療養管理指導」としたもの、「薬剤師」と「指示」、どちらも省略して、「居宅療養管理指導」としたものであっても、指示を行う意図

は理解できるものと考えます。

なお、薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師が関与する事項として、居宅療養管理指導の指示を行うことのほか、

○ 処方医は、薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」の策定に際して、情報提供を行い、又は、相談に応じる。

○ 薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する（介護保険部分の区別を行うことで、医療保険の診療録への記載も可能）。

等が国の通知内に示されています。

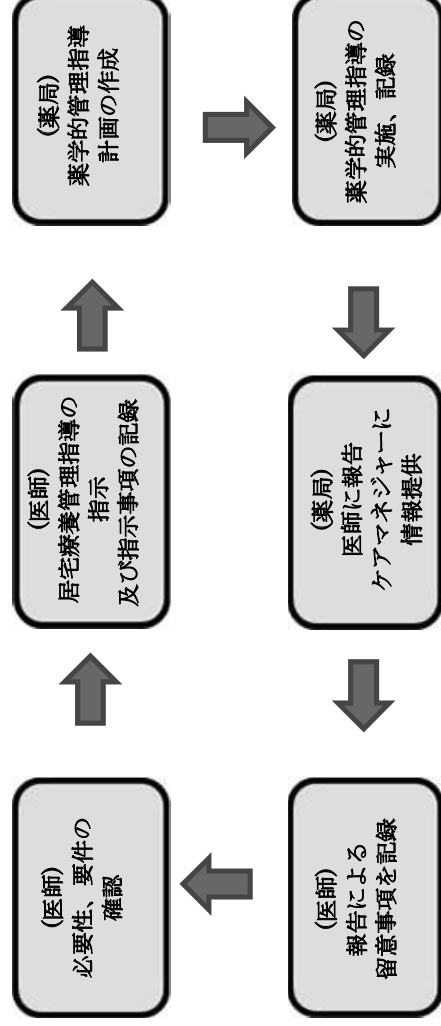
2. 居宅療養管理指導の提供可能な薬局について

健康保険法の規定により、薬局は、健康保険法上の指定を受けて保険薬局となった時点で、そのすべてが介護保険法上の居宅療養管理指導の事業所となります（みなし指定）。ただし、その後に指定の辞退や事業廃止の届出を行った薬局は、居宅療養管理指導のサービス提供ができなくなります。

介護保険上の指定状況については、事業者指導課に照会することで確認できます。

今後とも、適切な指示を通じた居宅療養管理指導の適切な提供について、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

(参考) 医師の視点での、薬局薬剤師の行う居宅療養管理指導の流れ



(担 当) 岡山市保健福祉局事業者指導課
訪問通所事業者係 笠井
電話 (086)・212-1013
FAX (086)221-3010

岡事指第1366号
平成27年10月30日

岡山市内医師会連合会 理事長 様

岡山市保健福祉局
事業者指導課長

介護保険制度における薬局薬剤師の居宅療養管理指導に係る医師の指示等について

平素より、本市介護保険行政と在宅医療の推進につきまして、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、薬局薬剤師が実施する（介護予防）居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）に係る医師の指示等について、下記のとおりお知らせしますのでよろしく願います。

記

1. 薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導に係る医師の指示について

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導は、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、通院困難な要介護者又は要支援者の居宅を訪問して、薬学的管理指導を行うもので、提供した居宅療養管理指導の内容は、薬剤師が、記録を作成した上で、医師又は歯科医師に報告を行い、ケアマネジャーに情報提供を行うこととされています。

つきましては、薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行う必要がある場合は、薬局薬剤師に対しての指示をお願いします。

指示を行う方法としては、別途指示書を出す方式のほか、処方箋の備考欄に指示を記載する方式等がありますが、いずれの場合にも、利用者の心身の状況に適切に対応したサービス提供を行う必要があることから、無期限の指示はありません。

このうち、処方箋で指示を行う場合、その服薬期間中が指示期間と考えられますが、指示を行う際の記載内容として、「何をこなうか」が客観的に、明確に判断できるものが望ましいものです。

一例として、「薬剤師居宅療養管理指導指示」のような記載が考えられますが、処方箋への記載であることから、「薬剤師」の文言を省略して「居宅療養管理指導指示」としたり、「指示」の文言を省略して「薬剤師居宅療養管理指導」としたもの、「薬剤師」と「指示」、どちらからも省略して、「居宅療養管理指導」としたものであっても、指示を行う意図

は理解できるものと考えます。

なお、薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師が関与する事項として、居宅療養管理指導の指示を行うことのほか、

○ 処方医は、薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」の策定に際して、情報提供を行い、又は、相談に応じる。

○ 薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する（介護保険部分の区別を行うことで、医療保険の診療録への記載も可能）。
等が国の通知内に示されています。

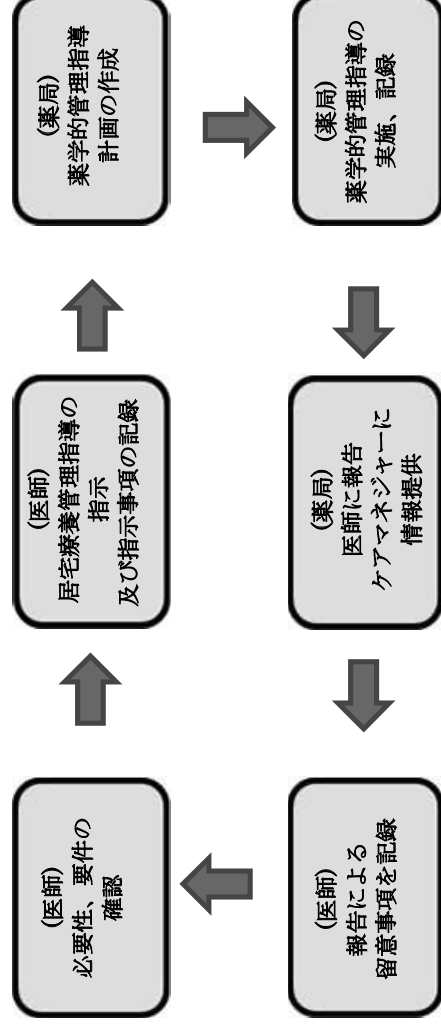
2. 居宅療養管理指導の提供可能な薬局について

健康保険法の規定により、薬局は、健康保険法上の指定を受けて保険薬局となった時点で、そのすべてが介護保険法上の居宅療養管理指導の事業所となります（みなし指定）。ただし、その後に指定の辞退や事業廃止の届出を行った薬局は、居宅療養管理指導のサービス提供ができなくなります。

介護保険上の指定状況については、事業者指導課に照会することで確認できます。

今後とも、適切な指示を通じた居宅療養管理指導の適切な提供について、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

(参考) 医師の視点での、薬局薬剤師の行う居宅療養管理指導の流れ



(担当) 岡山市保健福祉局事業者指導課
訪問通所事業者係 笠井
電話 (086)・212-1013
FAX (086)221-3010

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第85号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 市条例第85号</p> <p>改正 平成26年3月25日市条例第30号 平成27年3月16日市条例第12号 平成28年3月24日市条例第28号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針(第92条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第93条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第94条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第95条—第100条)</p> <p>(略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい</p>	<p>○岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 市条例第85号</p> <p>改正 平成26年3月25日市条例第30号 平成27年3月16日市条例第12号 平成28年3月24日市条例第28号 平成30年0月00日市条例第00号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針(第92条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第93条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第94条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第95条—第100条)</p> <p>(略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい</p>

う。)第42条第1項第2号、第72条の2第2項並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス、共生型居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。

(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。

(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当

う。)第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。

(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。

(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当

居宅サービスをいう。

(新設)

(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市

居宅サービスをいう。

(7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

(8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(9) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市

<p>暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p>	<p>暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p>
<p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>
<p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p>	<p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6章 居宅療養管理指導</p>	<p>第6章 居宅療養管理指導</p>
<p>第1節 基本方針</p>	<p>第1節 基本方針</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第92条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に</p>	<p>第92条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に</p>

<p>暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p>	<p>暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p>
<p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>
<p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p>	<p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6章 居宅療養管理指導</p>	<p>第6章 居宅療養管理指導</p>
<p>第1節 基本方針</p>	<p>第1節 基本方針</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第92条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に</p>	<p>第92条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に</p>

じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第93条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定

介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例

じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第93条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指

定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例

第65条第1項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業

所 看護職員

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第89条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第94条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の運営に必要な広さを有するほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規

第65条第1項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業

所 看護職員

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第89条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第94条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

<p>第96条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>第96条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>
<p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、<u>居宅介護支援事業者</u>に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合は居宅介護支</p>	<p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、<u>居宅介護支援事業者</u>に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合は居宅介護支</p>

<p>第96条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>第96条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>
<p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、<u>居宅介護支援事業者</u>に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合は居宅介護支</p>	<p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、<u>居宅介護支援事業者</u>に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合は居宅介護支</p>

援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要なる情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(運営規程)

第98条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

~~3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。~~

~~(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要なる情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。~~

~~(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。~~

~~(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。~~

3 指定居宅療養管理指導事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(運営規程)

第98条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 新設</p> <p>(6) 事故発生時における対応方法</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(9) 苦情解決体制の整備</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第99条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第19条第2項に規定した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常</p> <p>(6) 事故発生時における対応方法</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(9) 苦情解決体制の整備</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第99条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第19条第2項に規定した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
<p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>
<p>(6) 法第40条に規定する介護給付及び第95条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>	<p>(6) 法第40条に規定する介護給付及び第95条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第100条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第57条及び第70条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と読み替えるものとする。</p>	<p>第100条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第57条及び第70条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と読み替えるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則(平成00年市条例第00号)</p>	<p>附 則(平成00年市条例第00号)</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第257条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</p>	<p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第257条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</p>
<p>(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)</p>	<p>(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)</p>

<p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
<p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>
<p>(6) 法第40条に規定する介護給付及び第95条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>	<p>(6) 法第40条に規定する介護給付及び第95条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第100条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第57条及び第70条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と読み替えるものとする。</p>	<p>第100条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第57条及び第70条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と読み替えるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

第2条 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧居宅サービス等基準条例」という。)第92条に規定する居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第92条から第94条まで及び第97条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。